



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る
全国センター

発行責任者：秋山 正臣
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター・全労連会館6階
Tel (03) 5842 - 5601
年額1,500円
(送料込、会員は
会費に含む)



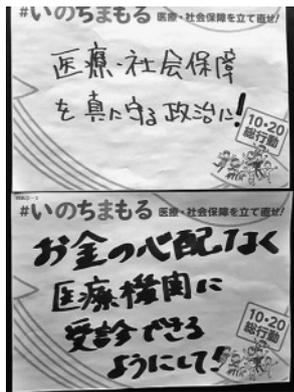
いのちと暮らしを第一にする政治に

#いのちまもる 医療・社会保障を立て直せ！ 10・20総行動

10月20日、東京・日比谷野外音楽堂で、「いのちまもる 医療・社会保障を立て直せ！10・20総行動」が開催されました。会場には約600人が集まり、オンラインでは約500カ所で視聴が行われました。総行動は、全国保険医団体連合会、医労連、全日本民医連、日本医療福祉生協連、自治労連、福祉保育労、東京医療関連団体協議会、全国大学高専教職員組合、中央社保協、新医協で構成している実行委員会の主催です。

全国からメッセージボードも

長期化するコロナ禍は、これまで政府が行ってきた医療・福祉の抑制政策の失敗を明らかにし、「救えるいのちが救えない」事態が現実となってしまっていました。今年の「10・20総行動」は、国民のいのちと暮らしを守る政府の責任を追及し、政府に対する怒りをアピールする場として取り組まれました。コロナ禍の集会ということで、感染対策を徹底しながら、動画配信の視聴も呼びかけ、また、事前に集会にむけての「怒りのメッセージボード」の取り組みも提起。全国各地から、メッセージボードを掲げた写真が送られてきました。



の辺野古新基地建設反対を訴え、改憲勢力が議席を伸ばした選挙で平和憲法が脅かされている」と語りました。

集会では、日本共産党の小池晃参議院議員、立憲民主党の吉田統彦衆議院議員らもかけつけ連帯のあいさつをおこないました。また、たくさんの国会議員や著名人、研究者、医療・福祉関係団体等から、132通のメッセージが寄せられ、当日は、日本医師会・日本歯科医師会のメッセージが紹介されました。

声を聞かない政府にはかわってもらおう

医療・介護・保育の現場からの実態を訴えるリレートーク。全労災大阪支部の新熊桃子さんは「誰かの犠牲の上に成り立つ医療は存続できない。大幅な人員増と賃上げを」と訴えました。

東京民医連のケアサポートセンター千住の石田美 (2面につづく)

せやろがいおじさん登場

主催者あいさつは日本医労連の佐々木悦子委員長。「1人ひとりが人間として尊重され、その人らしく生き、生活できる社会を実現するために、いのちと暮らしを第一にする政治に」と訴えました。

トークショーのコーナーでは、お笑い芸人のせやろがいおじさん(沖縄県在住)が登場。トレードマークの赤い衣装でユーモアいっぱいながらも「沖縄

〈今月号の記事〉

理事会報告	2面
第3回読者サロン	3面
各地・各団体のとりくみ 九州セミナー／職業がん／東京働くものの権利集会／建交労／社医研／建交労	4～6面
自治労連労基法33条を考える集会／私の一冊	7面
じん肺キャラバン集結行動	8面

恵さん(ケアマネジャー)は「ケアマネジャーの処遇改善は国の責任で」と訴え、また、進められている介護保険の改悪には「利用者と一緒に声をあげていく」と力強く訴えました。

東京高齢期運動連絡会の早川明好さんは、10月からの75歳以上の医療費2割負担について、自身の医療費が「薬代を入れて1万円を超えた」と語り、「どうしてこんなに年寄りをいじめるのか」と語気を強めました。「年寄りが受診を控えるのは命がけ。国民の声をきかない政府は代わってもらうしかない。力をあわせて政治を変えよう」と訴えました。

音楽パレードでアピール

集会の最後に「①医療・社会保障の拡充でいのちと人権をまもる政治の実現を、②医師・看護師・介護職員・保育士などの大幅増員、処遇改善、公衆衛生体制の拡充を、③患者・利用者の負担増ストップ

！地域の医療・介護を守れ、④平和なくして医療・介護・福祉なし」の4つを柱にした集会アピールを確認。シュプレヒコールを行ったあと、保団連の住江憲勇会長のあい

(集会の様子はこのQRコードから見るができます)



せやろがおいおじさん登場



銀座へパレード

さつで閉会しました。

集会後は銀座にむけて音楽パレード。「みんなで守ろう 医療と介護」などラップ調の呼びかけに、沿道からの注目も集まりました。(編集部)

第6回理事会報告—第25回総会議案を議論

いの健全国センター第6回理事会を11月9日に行いました。新型コロナ感染の第8波かといわれる状況のもと今回もリモート併用の会議となりました。WEB参加が21人、会場参加が5人でした。

第5回理事会(10月5日)以降の経過報告、また出席者から各団体・個人からの活動報告が行われました。第3回読者サロン(10月22日)「働くものと戦争」には20人が参加。また、10月25~26日には、じん肺キャラバンの集結行動(省庁交渉、シンポジウム、報告集会など)が行われました。

第25回総会については、総会議案を①活動方針案、②総会アピール、③2022年度決算報告及び2023年度予算案、④役員案、⑤「『いの健』結成25年目を新たな出発点にした目標と課題(案)」とすること(⑤については提案し26回総会まで討議)を確認しました。また、総会代議員数については、従来の「会費口数に応じた代議員数」とすることを確認しました。「いの健

賞」については、今年は該当なしとしました。

労安関係の情勢として、①作業主任者の常駐規制の緩和(デジタル化の一環としてオンラインでの監視を可とすることで複数の現場を同時に監視できるとする)②労働保険徴収法に事業主による不服審査申し立て制度の創設が検討されている、ことが報告され、今後いの健としての見解を出すことを含め検討していくこととしました。

いの健全国センター 第25回総会

日時:12月7日(水)13時30分~16時30分
会場:全労連会館2階ホールおよびリモート

*コロナ感染の第8波とされています。

積極的なリモート利用をお願いします
議案:2023年度活動方針/2022年度決算案/
2023年度予算案/「『いの健』結成25年を新たな出発点にした目標と課題(案)」

第3回季刊誌読者サロン『働くものと戦争』

働くもののいのちと健康・人権を守る社会を

「季刊誌」読者サロンも第3回目。10月22日の会は、「働くものと戦争」をテーマに、約20人の参加で行いました。読者サロンは、毎回続けて参加する人に合わせて、テーマごとに興味をもつ人が集まり、季刊誌掲載の論文を更に深める報告を受けながら、充実した企画となっています。

「設立宣言」をかみしめて

冒頭、埜田和史理事長が「働くもののいのちと健康・権利を守り、人間が尊重される職場・社会の建設をといういのちの設立宣言を噛みしめて戦争もその前段階の社会変化も許さない取組みを進めよう」とあいさつしました。

軍学共同の現段階—多羅尾光徳さん

メイン報告は東京農工大学の多羅尾光徳准教授。多羅尾氏は、軍学共同反対連絡会の活動をされていて、報告をお願いすることになりました。テーマは「科学技術を軍事利用させないために—軍学共同の現段階—」

2013年「防衛力のあり方検討に関する中間報告」(防衛省)以来、大学や研究機関との連携の充実により、防衛にも応用可能な民生技術(デュアルユース)の積極的な活用が進められてきました。一番大きな制度は「安全保障技術研究推進制度」です。防衛装備庁が研究テーマを提示し公募。途中のチェックを経て終了評価後に要した費用は支払われず。あくまでも防衛省の委託研究であり、様々な批判に対して「不安を取り除くことに必死になっているがあくまで口約束」との指摘がありました。

対して、日本学術会議は2017年に声明を発表。1950年の創設時の「戦争を目的とする科学研究には今後絶対に従わない」という表明を継承するとしました。多羅尾氏はその声明が軍学共同を進める動きに対して一定の影響を持ったとしながら、若手研究者ほど「大学の軍事研究に"賛成"という声がある」ことも指摘し「そのことをおさえながら、世論を味方にする運動を」と呼びかけました。

医学者・医療者と戦争—大野義一朗医師

2人目は大野義一朗医師。アウシュビッツ収容所でユダヤ人を選別しガス室に送るナチスの医師の話からスタート。そして、アウシュビッツに関するポーランドの論文を翻訳し紹介した日本人医師の軍医時代の思いと戦後の仕事を紹介しました。また、731



サロン参加者

部隊の細菌兵器開発や人体実験などの犯罪をあげ、関わった医師たちが戦後、日本の医療界に多大な影響を及ぼしたことを指摘しました。「医の倫理」に反することでしか得られない実験の成果と引き換えに、大罪を免責されてしまったのです。

過去の過ちを封印してきた日本の医療界ですが、120周年の今年、少し変化が見られました。それは日本医学会の120周年記念事業において旧日本軍の毒ガス問題や優生保護法、ハンセン病などが初めて取り上げられたのです。「過去から学び、次の未来に引き継ぐこと」と大野医師のまとめの発言です。

広島で取り組む平和活動—石川昌弘さん

新聞労連委員長の石川さんから特別発言。出身の「中国新聞」での取り組みを紹介しました。「もう二度と戦争のためのペンはとらない、カメラを持たない、輪転機は回さない」という新聞労働者の決意を、直接戦争を知らない人たちにどうして伝えていくのか。2015年には被爆者の手記をもとに遺族や関係者への訪問活動を行いました。その活動が、会社で取り組んでいる写「真や手記などの資料を発掘しながら新たな証言を呼び起こす」という活動に繋がっていると石川さんは語ります。

報告を受け、参加者から感想・意見を出し合いました。「"二度と赤紙は配らない"は揺るがないポリシー」(自治労連)。「戦中、毒ガス兵器製造にかかわった人は"鬼にされてしまった"と語っている」(化学一般労組)。

ロシアのウクライナ侵攻、日本の大軍拡路線等、再び今が「戦前」にならないために、真剣に次の世代を語り合い、学びあうことの大切さを確認する企画となりました。(全国センター 岡村やよい)

各地・各団体のとりくみ

九州

病気や障がいと労働

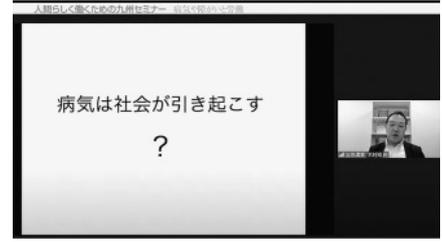
第32回九州セミナーを開催

10月29・30日の両日、「病気や障がいと労働」を基本コンセプトに掲げた第32回人間らしく働くための九州セミナーは、昨年に続くWEB開催のもと、600名以上が視聴参加しました。

1日目の記念講演は「病気は社会が引き起こす?-新型コロナと健康自己責任論」と題し、医師の木村知さんが講演(写真)。木村医師は、健康自己責任論や医療費抑制論からの分断と対立を生まず、休めない社会と訣別し休んでも生活に困らない社会を作っていくことの重要性を提起。国の責務の必要性とともに、「自己責任」が押し付けられる社会にあって「困ったときはお互いさま」と「相互理解」があたり前の社会となるよう「不寛容社会からの脱出」を提起しました。

講演に続くシンポジウムIは、「病気や障害のある労働者の働く権利・休む権利」をテーマに5人のシンポジストが報告。障害を抱えながら就労する当事者の視点、合理的配慮と治療と就労の両立支援、過労死(遺族)や精神障害等のメンタル不調者の職場復帰支援、じん肺・振動病などの労働災害被災労働者の支援、

高年齢労働者への合理的配慮について、当事者、医師、弁護士、労働組合の立場からの討論が行われ、病気や障害を抱えながら働く権利、休む権利をいかに社会として構築していくかを提起しました。



2日目の冒頭では、一般演題の中から病気や障がいと労働に関する経済的問題と支援、当事者の経験、ジョブコーチ支援の取り組みの3演題を発表。報告から基本コンセプトを深め共有しました。続くシンポジウムIIでは、「病気や障害のケアと労働」について、ケアする立場の人々の労働について、子どもをケアする特に「母親」、家族をケアする「きょうだい」、親をケアする「子ども」のそれぞれの立場から3人が報告。「ケア」する立場の人々の「権利としての労働」について討論が行われ、浮かび上がってきた「キーパーソン」の問題や「労働の自己決定権」などから、「ケアの社会化」の必要性を明らかにしました。(九州セミナー 日高琢二)

職業がん

海外勤務アゾ染料ばく露労働者の膀胱がん労災認定裁判不当判決くだる

大手アパレル会社に勤めるFさんは、2007年から4年4か月中国江蘇省蘇州市の縫製工場で製造品質管理等に従事しました。日本国内で製品の異臭クレームがあったため、製品の洗浄不足がないか縫製前の生地や製品を手に取り異臭がないかを確認するようになり両手や鼻に染料が付着しました。

帰国後2015年血尿が始まり膀胱がんと診断されました。喫煙歴がなく42歳という若年での膀胱がんは非常に稀。主治医が職歴を尋ね特定芳香族アミンによる職業がんの疑いが指摘されました。

特定芳香族アミンを骨格に持つアゾ色素の繊維製品への使用禁止は2002年EU、2003年中国、2010年韓国、2016年日本で法規制されていますが、その後も中国などの製品から特定芳香族アミンが検出されており、Fさんが勤務した工場でも日本で膀胱がん患者を多発させたベンジジン骨格にもつ染料が目に見えています。

渋谷労基署に労災申請しましたが不支給となり審査請求と再審査請求も棄却され、2020年3月不支給処分取消を求めて東京地裁に提訴。158団体の署名を提出しましたが本年10月14日請求が棄却されました。

判決は、発がん性物質の特定と厳密な立証を求め、芳香族アミン類の発がん性を軽視する一方で、喫煙歴がなくアゾ染料に業務上ばく露を受けた原告が、若年で膀胱に発がんし再発を繰り返す職業性膀胱がんの特徴を有している点については十分な検討を示していません。原告に過大な立証責任を負わせ、労災保険制度における被災者救済の精神とはかけ離れた極めて不当な判決です。



判決後の報告集会

本判決を受け原告と弁護団は控訴を決定。日本でもオルトトルイジン・MOCAといった芳香族アミンによる膀胱がん患者が多発しています。被災者救済の精神がなければ労働者は単なる消耗品です。労働者のいのちと健康を守るため今後も奮闘していきます。(職業性膀胱がんFさんを支援する会)

各地・各団体のとりくみ

建交労

原告を分断する判決は許さない 三菱長崎造船じん肺アスベスト第3陣訴訟判決

11月7日、長崎地方裁判所の天川博義裁判長は、三菱長崎造船じん肺アスベスト第3陣訴訟判決で、被災者18人中13人の損害賠償を認めましたが、5人については請求を棄却しました。原告は、被告三菱重工(株)が経営する長崎造船所で船の建造や修繕にたずさわった下請け企業や孫請け企業に雇われた労働者で、18人中5人が女性労働者です。

被告は、下請けへの安全配慮義務はないと主張し、CT画像の読影所見を持ち出し、じん肺はないなどと主張しましたが、判決は、原告らのじん肺被害は被告の粉じん作業で起きたものであり、安全配慮義務違反であることを認めました。しかし、「粉じん曝露」について、1998年頃までには粉じん作業環境が改善されていたことを理由に、それ以降働いた原告は他の粉じん現場での就労が長いという理由で請求を棄却されました。石綿を長期間にわたって使用した2人に対し、1人は石綿ばく露を否定、1人は続発性気管支炎を認めず、最終管理区分決定日が時効に該当するとして棄却しました。認められた原

告も、管理2と労働局長が決定しているのに、被告協力医の主張を肯定し管理2とまでは言えないと大幅な減額を行いました。今までのじん肺裁判で認められた基準額を満たしたのは3人のみで、死後解剖して「じん肺死」と労基署長が認めた原告も、喫煙を理由に減額しました。

判決報告集会で、棄却された白木剛原告団事務局長は「すい臓がんで、医師から余命宣告を受けたが、命ある限りたたかい続けるので、最後まで支援をお願いします」と訴え、参加者から連帯の拍手が沸き起こりました。横山巖弁護士は「到底納得できる判決ではない。原告を分断する判決は許さない、控訴して闘う」と述べました。原告団、弁護士、三菱長船じん肺患者会、建交労は判決の誤りを正すため、即時控訴することを確認しました。

(建交労 中里研哉)



長崎地裁判決報告集会2022. 11. 7

東京

安心して働くために 仲間の闘いを学んで労働者の権利を守ろう

第16回東京働く者の権利討論集会

東京地評が呼びかけ、実行委員会をつくり、その下で準備を重ねて上記の集会が、10月29日開催されました。全体の参加者は84人でした。

記念講演は「ジェンダー平等と働き方・労働条件～近未来の労働運動の視点から～」のテーマで竹信三恵子氏でした(写真)。冒頭「ジェンダー平等の視点の欠如がなぜ労働運動の衰退を招くのか」の柱建ての下に、女性の労働市場への参入、女性の貧困、コロナ禍に直撃された女性の問題など、問題点を立てて実態をえぐる講義内容でした。そして最後に労働運動の再生は「女性運動として、また女性の働きやすさから出発すべき」という含蓄のある内容でした。

その後、3つの分科会に分かれ意見交換をしました。東京センターは第3分科会の「ハラスメント防止法は成立したけれど職場の実態はますます深刻に」を担当しました。参加者は実出席者+ZOOM参加者合計36人でした。

ミニ学習会「ハラスメント防止法と実務」の助言者は大久保修一弁護士(労働弁護士東京支部事務局

長)、「精神障害労災認定基準改定の動向」は、岡村やよい氏(いの健全国センター事務局次長)でした。

大久保弁護士から資料に基づき①ハラスメント防止法の概要②パワーハラスメントかどうかの判断基準③裁判判例紹介の報告がありました。

その後、指定発言として、東京地評の相談事例の紹介、セクシャルハラスメント裁判事例の報告があり、質疑と意見交換をしました。

岡村氏から「精神障害労災認定基準改定の動向」について豊富な資料に基づく報告がありました。

2人の助言者の報告は充実した資料に基づき、濃厚な内容でした。大久保弁護士は特に12例の裁判判例を紹介し、たいへん参加者に勇気を与える内容でした。岡村氏の報告も労災認定がなぜ低率なのか、現行の認定基準の問題点を指摘し、改善方向を指し示す報告でした。参加者からは「とても勉強になった」との感想が寄せられています。

(東京センター 色部 祐)



各地・各団体のとりくみ

社医研

安全衛生フォーラム

「労働安全衛生法50周年」

公益財団法人・社会医学研究センターは10月22日、安全衛生フォーラム「労働安全衛生法50周年」を東京・湯島の全国家電会館で開催しました。

ご承知のように50年前の1972年は、沖縄返還や日中国交回復があった歴史的な年でしたが、この1972年には、労働基準法から独立して労働安全衛生法が制定された年でした。

フォーラムでは、まず社医研センターの村上剛志理事が「労働安全衛生法50年」について、次に佐々木昭三理事が「いのちと健康を守る労働安全衛生と労働組合の役割」について講演し、その後参加者からの討論で進められました。

戦後わが国の経済成長一本やりの中で大災害や事故があいつぎ、尊い人命が失われ、従来の労基法の枠内で安全衛生を遂行していくことに困難が生じていました。とくに昭和38年11月9日に同時に起きた三井三池炭鉱の大爆発、国鉄の鶴見事故は労災史上最大の事故でした。

村上理事は、こうした事故を前に労働省が労働安

全衛生法の法制化を進めていった経過を説明し、労安法の根本を説明しました。

次に佐々木理事が、「いのちと健康を守る労働安全衛生と労働組合の役割」について講演しました。佐々木理事は「労働安全衛生を職場に根づかせ、労働者の

いのちと心身の健康を守るためには、労働組合は決定的な役割をもっていること、労働者のいのちと健康を守ることは労働組合の原点だと話しました。

その上で、労働者参加の安全衛生委員会を活用して、労働者・労働組合の立場でいのちと健康を守ることは労働者の正当な要求と権利であると述べ、具体的な安全衛生活動を提起しました。フォーラムは労安法50周年にふさわしい役割を果たしました。

(社会医学研究センター・村上剛志)



建交労

最高裁 被告らの上告不受理 遂に勝訴が確定

三井金属神岡鉱山じん肺第2陣訴訟

9月15日、三井金属神岡鉱山じん肺第2陣訴訟で最高裁判所第1小法廷は、被告三井金属鉱業がした上告を不受理とする決定をしました。

昨年の9月16日、原告勝訴の画期的な名古屋高裁判決が出されてからちょうど1年が経過した日の勝訴確定に原告団は大きな喜びに包まれました。

神岡じん肺訴訟は、岐阜県飛騨市にある神岡鉱山で働いてきた労働者や遺族が、鉱山を経営する三井金属鉱業らが長年にわたり、安全配慮義務を怠ったまま劣悪な環境で働かせた結果、じん肺という不治の病に罹患したことの損害賠償を求めた裁判です。

先に争われた1陣訴訟では、2017年3月に被告らの安全配慮義務違反と原告全員の被害が認定された名古屋高裁判決が最高裁により確定しています。1陣・2陣の勝利により被告の責任逃れはもはや許されない状況まで追い詰めることができました。

1陣訴訟では、CT画像に依拠して、一部原告について「管理2に相当するじん肺に罹患しているものとは認められない」「これに至らない程度の線維結節性変化が存在」として国の行政決定と異なる評

価を行うという課題を残しました。

その課題を解決しようと闘った2陣訴訟で



2陣判決を受けて本社要請

は、原告らがじん肺であると認定した国の行政決定に高度の信用性があることを認め、被告が提出したCT画像を用いての医師の意見書のみでは、高度の信用性を覆すことはできないという画期的な勝訴を勝ち取ったのです。全国で係争中のじん肺訴訟で、CTによる被害の切り捨てを食い止めることができました。2陣原告代表の小北行雄さんは、勝訴確定の報告を受け「8年に及ぶ厳しい闘いがやっと確定した。弁護団や支援していただいた皆さんのおかげ、本当にうれしい」と喜びを伝えてくれました。

現在、第3陣訴訟が岐阜地裁で係争中。私たちは「あやまれ つぐなえ なくせじん肺アスベスト」のスローガンの下、神岡鉱山のじん肺被災者の救済と被害の根絶を目指して最後まで奮闘します。

(建交労 畑中大輔)

壊れるまで働かせるのか 自治体職場から「過労死と健康被害」を根絶するために

11月5日、自治労連は「過労死ラインを超える働き方をなくそう～労基法33条を考える全国交流集会」を開催しました。

現場からコロナ時、大型災害時、または通常業務の時にも過労死ラインを超える長時間労働の実態が出されました。多くの自治体職場では、この間急激に人員削減が行われ、そのことと比例して精神疾患で休む職員が増加したと長坂圭造委員長は指摘します。コロナ禍でもおきる豪雨被害対応、庁舎移転、水道管の崩落、台風被害など市民生活に直接的に関係する業務で、「過労死ライン超えが普通になってしまう」状況が報告されました。その中で、労働組合が「残業時間パトロール」を再開したり、産業医からの提起も活かした取り組みも報告されました。

労基法33条を考えるシンポジウム

続いて、過労死防止全国センター代表幹事の黒田兼一氏（明治大学名誉教授）がコーディネーターになり、過労死を考える家族の会の寺西笑子代表、自治労連事務局弁護団の山口真美弁護士、自治労連の長坂委員長によるシンポジウムが行われました。テーマは「職員のいのちと健康を守ろう～労基法33条を考える」です。労基法33条は、「臨時の必要がある場合、時間外労働をさせることができる」という条項です。この条文を濫用した結果、恒常的な長時間労働が横行しています。黒田氏は「労基法は

労働者保護の最低限守るべきこと。にも関わらず33条があることがおかしい」と指摘。山口弁護士も「抜本的に考えるべき」と発言しました。寺西氏は「一人でも精神疾患の人がでたら職場の問題としてとらえてほしい。過労死は人災」と語り、労働組合の役割の発揮を求めました。



「いのちより大事な仕事はない」

最後は、佐賀達也中央執行委員が「自治体に働く職員のいのちと健康を守るための政策提言案」と「今からできる！職員のいのちと健康を守るための行動提起」を報告。抜本的な法改正や人員増を求めていくことと同時に、安全衛生委員会の活用や「いざという災害時に備えた体制・ワークルールを労使で作るような申し入れを」など、「今」を改善するために労組が力を発揮しようと呼びかけました。コロナ禍で公務労働の重要性が明らかになりました。住民とともに地域をつくる活動が求められています。

(編集部)

私の一冊 ②③ 全労連 名取 学 『滄海よ眠れ～ミッドウェー海戦の生と死』

横須賀基地や厚木基地から程遠くもない神奈川県藤沢市で小学校教員をしている父が使う鉛筆には、「教え子を再び戦争に送るな」のローガンがあり、その意味をなんとなく教わりながら育ちました。一方で、すぐ近くに住む祖父は従軍経験者で、戦争体験をときどき語って聞かせてくれ、日露戦争を題材にした「二〇三高地」など、戦争映画に連れられていったのをよく覚えています。そんな祖父は、日教組で平和運動にかかわる父のことをあまり良く思っていないということを知りました。この経験は、戦争がどう受け止められ、意識化されるのかということの興味へと変化しました。

著者はミッドウェー海戦でいのちを落とした日米両国の戦死者を戦闘詳報から拾い上げ、戦友会・遺族などを訪ねあるく、地道な作業を重ねる中で、それまで、日本側2500名ないし4000名、米国側約307名とされていた戦死者数を日本側3057名、米国側

362名と確定します。

第一次攻撃隊隊長として参加した艦上攻撃機パイロット、英雄と祭り上げられた米海軍第8雷撃機中隊の隊員たち、沖繩を本拠地とする20人の戦死者、その遺族や関係者からの話を重ねる中で、彼らがどのように生き、死んでいったか、その死を遺族がどのように受け止めていたのかが描き出されます。戦争がどのように受け止められいいのか考えさせられる一冊です。



澤地久枝著 文春文庫

たたかいの前進のなか、第33回「なくせじん肺全国キャラバン集結集会」開かれる

大阪アスベスト対策センター 伊藤 泰司

10月25日、26日と「なくせじん肺全国キャラバン」の東京集結行動と集会が開催され、全国から300人以上が集結。厚労省、国交省、環境省、経産省に対する交渉と国会への請願行動、シンポジウムなどが取り込まれました。

トンネルじん肺基金創設に向けて議員懇談会

25日昼、厚労省前での集会に続いて、国会議員会館で全国集結集会が開催されました。

石炭じん肺、トンネルじん肺に加えて、石綿被害者が全国各地で労働局、都道府県などとの交渉を重ね、その成果を持ち寄り開催されています。

トンネルじん肺は94年の長崎北松じん肺最高裁判決以降、企業に謝罪と「再発防止」を成約させる和解という形で前進してきました。特にトンネルじん肺は裁判にたよらず救済する制度を目標として取り組んでいます。裁判に負けても、国会議員の多数が賛同してもゼネコンなどの強力な巻き返しで実現していません。

いまもトンネルじん肺7陣訴訟として全国7つの地裁で提訴され、来年に勝利和解の見通しで、与党を中心に懇談会が開かれ、「特定じん肺労働者に対する給付金等の支給等に関する法律（仮称）」をつくり衆議院法制局で法案を準備する段階に至っています。「建設アスベスト給付金法」はトンネルじん肺給付金制度創設の重要な先例となっています。

飛散・ばく露防止に力を強めよう

建設アスベスト訴訟では、建材メーカーが裁判を続けています。建材メーカーを給付金制度に参加させること、屋根工や外装工など屋外工被害が認められていないこと、任用期間の短さなど、訴訟自体の課題も多く残されています。また、建設労働者はアスベスト建材の被害者ではあるが、下手をすると加害者ともなりかねません。今日全国各地で行われる「建物の解体・改修時のアスベスト飛散やばく露」をどうなくすかも大きな課題となってきています。

建設アスベスト訴訟にかかわってきた弁護団、土建労働組合をはじめ、幅広く現在とこれからのアスベスト被害をどう食い止めるかについて、さらに力強く取り組んでいくことを目標に、今年の集結集会では「建物改修解体シンポジウム」を全国キャラバンの企画としてとりくみました。



「周回遅れ」を世論に

シンポジウムの眼目としては世界の流れから「周回遅れ」となっている日本の制度の問題を広く知ってもらうことです。そうした視点から、①解体の現場で働く東京土建労働組合の役員が解体現場の実態報告、②石綿問題全国連絡会の古谷杉郎事務局長から「アスベスト規制をめぐる最近の国際動向」の報告、③中皮腫・じん肺・アスベストセンターの名取雄司医師から「石綿関連法規改正と今後の課題」の報告、④ジャーナリストの井部正之氏（写真）から日本のアスベスト規制の問題と自治体の状況などについて報告がありました。

時間が限られていましたが、古谷氏は「石綿除去を終え、密閉養生を解除できる状態の繊維濃度をフランスでは5本/Lを2本/Lに引き下げようとしている。EUよりもゆるい英国でも10本/L。オランダでは2本/L。日本は指標すらない」「或いは、アスベスト含有建材が残る建物の管理者は定期的に専門家による調査をうけ行政に報告しなければならない。その調査報告がなければ解体や改修工事はできない。EUでは、地球温暖化対策として建物の断熱化が必須条件と位置づけられその工事が飛躍的に増えていく。日本よりずっと進んだアスベスト飛散・ばく露防止規制を一層強める傾向」と諸外国の規制について報告。日本でもこうした実態をマスコミが取り上げ国会議員の間でも、国民の間でも常識にしていく必要性を強く感じました。

省庁交渉では、日本の「周回遅れ」の実態を強く訴えました。しかし、年に一度、1時間の交渉ではなかなか進みません。じん肺アスベストの被害者救済制度の前進とともに現在と未来の被害を食い止める活動を一体に進める必要性を痛感しました。